

総務政策委員協議会記録

開 会 年 月 日	令和 7 年 5 月 12 日
開 会 時 刻	午後 2 時 27 分
閉 会 時 刻	午後 3 時 01 分
出席委員名	○大西要一 三野泰嗣 川口 浩 井村貴志
	岡田善行 辻 孝記
	浜口和久 議長
欠席委員名	西山則夫
署 名 者	—
担 当 書 記	中谷圭佑
協 議 案 件	1 伊勢市の宿泊税導入について
説 明 員	総務部長、総務部参事
	産業観光部長、産業観光部参事、観光振興課長、その他関係参与

協議経過

西山委員長欠席のため、大西副委員長が委員長職を代行し、開会宣告、会議成立宣言の後、直ちに議事に入り、協議案件として「伊勢市の宿泊税導入について」協議し、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午後 2 時 27 分

◎大西要一副委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は 6 名でありますので、会議は成立しております。

本日御協議いただきます案件は、「伊勢市の宿泊税導入について」であります。

議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎大西要一副委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【伊勢市の宿泊税導入について】

◎大西要一副委員長

それでは、「伊勢市の宿泊税導入について」当局から説明をお願いいたします。

総務部長。

●西山総務部長

本日はお忙しい中、総務政策委員協議会をお開きいただきまして、誠にありがとうございます。本日御協議いただく案件でございますが、ただいま副委員長から御案内がございましたとおり、「伊勢市の宿泊税導入について」でございます。詳細につきましては担当から御説明申し上げますので、何とぞよろしく御願ひ申し上げます。

◎大西要一副委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

それでは「伊勢市の宿泊税導入について」御説明いたします。資料 1-1 を御覧ください。「1. パブリックコメントに関する概要」です。市民の方々をはじめとする関係者の皆様からの多様な意見を把握するため、(1) から (3) のとおり、4 月 1 日から 4 月 30 日までパブリックコメント制度に基づき意見募集を実施し、お寄せいただきました御意見としましては (4) に記載のとおり、23 名、46 件でございます。

御意見の内容ですが、頂いた御意見には同じ趣旨の御意見もございましたので、本資料

では、同じ趣旨の御意見を4つに分類し、整理しております。

①税制度に関する意見を御覧ください。導入には賛成するものの、金額を上げたほうが良いという御意見。宿泊料金の安い施設へ宿泊する際の負担感が増えるという御意見。宿泊客のみを対象とすることへの御意見、インバウンドと分けたほうがいいのではという御意見などがございました。意見に対する市の考え方ですが、税額については、検討委員会で実施したアンケートや先行自治体を参考に一律定額200円が適正と考えております。次に、料金の安い施設へ宿泊する場合、負担感が増えるという意見についてですが、税の3原則、公平、中立、簡素に留意したうえで、応益負担いただくという水平的な公平性、特別徴収義務者の事務負担を最小限に、かつ宿泊者にも分かりやすい簡素な制度設計が望ましいと考えております。宿泊客のみを対象とすることへの御意見には、宿泊者は適切に把握することが可能であるということや、宿泊客は一定程度の行政サービスを楽しむことからの考えです。日本人と訪日外国人は税額を分けたほうが良いという御意見については、宿泊行為に対する応益負担の考えから、国籍による区別はしないという考えです。

2ページ、②特別徴収事務や負担軽減に関する意見を御覧ください。御意見としては、まず徴収事務において、宿泊事業者の事務負担が大きいこと。インターネットのみで予約や決済取引を行うオンライントラベルエージェント、いわゆるOTAや旅行業者を特別徴収義務者とし、徴収する手法が良いのではという御意見がありました。市の考え方としましては、徴収方法は実効性の高い手法で徴収いただきたいという考えです。また、事務負担を軽減するため、システム改修等に対する支援も検討しております。また、OTAや旅行業者を特別徴収義務者として指定することは難しいと考えており、宿泊事業者を特別徴収義務者とするのが望ましいという考えです。

続いて③目的・用途に関する意見を御覧ください。用途については、さらに分かりやすくするとともに、その効果を検証する体制が必要ではないかという御意見がありました。また、住みやすい環境をつくるため、観光客からの協力も必要という御意見や、今後のことを考えると、導入すべきだという御意見も頂きました。市の考え方としましては、閲覧資料記載の用途は、事業の例であり、数年で変化するニーズに適切に対応できるよう、年度ごとに予算化していくということが基本的な考えです。また、宿泊事業者の御意見が反映できるような提案による事業化も検討していく考えです。次に、用途の検討や検証については、行政関係者だけではなく、外部の関係者も含めて実施し、市議会等へお示しする必要があると考えています。次に、観光客からの協力も必要という御意見や、導入すべきという御意見がございましたが、安定的な観光振興のために、市民による税負担だけではなく、宿泊者に対し応益負担をお願いする考えや、さらなる観光施策を行っていくためにも、観光財源が必要という考えです。

続いて、④検討経緯や手法に関する意見を御覧ください。検討委員会には、一部事業者のみが参加しており、偏った意見となっていないかという御意見。宿泊客だけではなく、日帰りを含めた訪問者への入域行為に対して課税してはという御意見。3ページ上段となりますが、感謝するために訪れる参拝者から、他の自治体の多くが施行していない中、宿泊税を率先して賦課してはいけないのではという御意見です。市の考え方としましては、まず検討委員会の組織は、有識者のほか、宿泊事業者を含む観光事業者団体等で組織して検討を進め、用途や税制度などについて御議論いただき、市へ答申を頂いておりますが、

組織や御議論については適切であったと考えております。その上で、改めて広く市民の皆様や利害関係者など多様な御意見を把握するため、パブリックコメントを実施したところでございます。次に、入域行為に対する課税については、入域行為を設ける手法というのは困難であるという考えです。次に、率先して賦課するのはどうかという御意見ですが、今後のおもてなしを続けるためにも、新たな観光財源を活用して、受入れ環境整備を進める必要があると考えています。

続きまして「2. 事業者説明会に関する概要」です。(1) から (3) のとおり、宿泊事業者等を対象とした説明会を4月16日に生涯学習センターいせトピアにて実施し、33名、30事業者が御出席いただきました。なお、説明会に御出席いただけなかった事業者様には、別途資料を送付させていただいております。続きまして(4) 説明資料・内容等でございます。説明は、パブリックコメント同様の資料を配付し、説明を行い、併せてシステム整備についてのアンケートをお願いさせていただきました。次に、(5) 事業者説明会の概要でございます。説明会では、私どもから資料に基づいての説明の後、参加者から質問や意見を頂きました。重複した御意見もございましたので、この項目でも4つに分類し、整理してございます。

①税制度に関する質問・意見を御覧ください。一律定額ではなく、定率が適切ではないか。長期滞在者へ税額を割引してはどうか。免税点等を設けないのかという御意見でした。説明の概要としては、アンケート等や、先行自治体の例を参考にしていること。水平的な公平性や特別徴収義務者の事務負担軽減の観点から、簡素な制度設計としていることを説明しております。

4 ページ、②特別徴収義務に関する事務や負担軽減に関する意見を御覧ください。質問・意見として、周知のためのホームページ改修に対して経費補助はあるのか。事前決済が多いが、現地徴収のみなのか。罰則の重さは妥当であるのか。宿泊税が導入されるなら、旅行業者に知らせるなど、観光客向けに周知してほしいなど、御意見を頂きました。説明の概要としては、事前の周知や支援策については、先行自治体の例を参考に検討すること、特別徴収義務者として宿泊事業者をお願いすることを想定していることと、徴収方法は現地決済に限らず、実効性の高い手法で実施していただきたいことを説明しております。また、罰則については、公平性を担保するためのものもございます。地方税法の内容や先進自治体、近隣自治体の内容を参考していると説明してございます。

③目的・使途に関する質問・意見を御覧ください。宿泊税を活用した使途として、文化資源の保護や活動記録に対して活用してほしいという御意見。使途の具体的な活動内容について示す必要があるのではないかという御意見。成果がないような事業に使われるのではないかと御意見を頂きました。説明の概要としては、事業例に文化観光も挙げていること。そして、具体的な事業内容を示す必要があるという御意見について、具体的な使途は、変化するニーズに適切に対応できるように検討し、年度ごとに予算化をするという基本的な流れを御説明しました。そして、宿泊税を活用した事業の成果に関する御意見については、使途の検討や事業検証には、行政関係者だけではなく、宿泊事業者をはじめ、外部の関係者も含めて実施する必要があるという考えを説明しました。

④宿泊税検討の経緯及び手法に関する質問・意見を御覧ください。宿泊客のみに負担を求めることに対し、不公平とする御意見、観光財源として、宿泊税が妥当とする制度概要

を決めてきた経緯が納得できないという御意見。特別報償金 200 円に対し、2.5%ではクレジット手数料などの宿泊事業者の実質的な負担を考えると、低過ぎるという御意見。伊勢市宿泊税検討委員会ではなく、宿泊事業者を集めて議論していく必要があるのではないかというような御意見がございました。説明の概要としては、宿泊者を対象とする不公平感の御意見に対しては、応益負担の考えから、宿泊者や宿泊の魅力向上につながるような施策を検討していくことを説明しております。クレジット手数料を根拠とした特別報償金に関する御意見には、先行自治体の例や事前の国との協議を踏まえ、手数料を根拠とした設定は困難であるということを説明しております。また、宿泊税検討委員会ではなく、宿泊事業者を集めた議論で検討してはという御意見については、旅館組合などの宿泊事業者団体にも参加いただいた上で、議論いただいた結果を尊重し、市の方向性を示しているということを説明しました。

続きまして「3. 今後の予定」です。宿泊税の導入については、宿泊税検討委員会で検討いただき、導入が妥当であるという内容の答申が提出されており、伊勢旅館組合、二見町旅館組合、伊勢二見浦民宿組合、伊勢市観光協会からは、資料 1 - 2 に添付のとおり、宿泊税の導入に関する意見書が提出されております。また、意見書は、宿泊税検討委員会において、写しを配付しており、答申や留意事項は同意見を踏まえた内容となっております。次に、現状としまして、事業者説明会の後も民泊事業者の方から説明が足りないという御意見があったことから、現在も個々にお伺いして説明するなど、継続して丁寧な説明を進めているところです。

以後、宿泊税の用途についても、答申のとおり、「1. 来訪者の満足度、受入環境の向上」、「2. 観光資源の発掘、磨き上げ」、「3. 持続可能な観光地づくりの推進」を 3 本柱に取組を進めていきたいと考えており、事業者説明会やパブリックコメントでの意見、市議会での議論を踏まえ、用途についてさらに整理し、事業の候補としてお示しするなど、市の考え方や特別徴収義務者のシステム整備等に係る支援などについて、改めて 5 月下旬の産業建設委員会及び総務政策委員協議会にお示ししたいと考えております。

以上、「伊勢市の宿泊税導入について」の説明となります。御協議賜りますようよろしくお願いいたします。

◎大西要一副委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。
三野委員。

○三野泰嗣委員

宿泊税導入についてなんですけども、私のほうにも宿泊事業者さんのほうからいろいろとお声も頂いてまして、そういったことも、先ほどの産業建設委員会で、宿泊税の用途や目的、いろんなことが出ましたので、そのあたりはぜひとも再度検討していただければと思うんですけども、ちょっと 1 点だけ、出ていないことで、特別報償金についてなんですけど、答申等でも今回は 2.5%ということで答申を頂いているんですけども、私ども会派で福岡に視察に行ったときに、向こうさんからもお聞きしたんですけど、福岡市もそうなんですけど、東京都、大阪府、京都市、金沢市、福岡県も導入からの 5 年間は特例措置と

してプラス0.5%ということで、こういったことで導入されていると思うんですけども、このあたり、当局の考えとかをちょっとお聞きしたいなと思いますので、そのあたりよろしいですかね。

◎大西要一副委員長
総務部参事。

●森本総務部参事

報償金についてなんですけど、確かに御紹介いただいた最初の5年間については、0.5%上乘せというところもございます。伊勢市についても最初から2.5%という形でいかしてはいただこうとは思っております。ただクレジット手数料とか、そういった点で御負担が生じるとは承知しております。宿泊税に関する特別徴収義務者の事業者の方については、導入に当たり、新たな事務負担や、法定外としての導入ということで、ほかに何か支援がないかというのをちょっと今、検討させていただいているところでございます。以上でございます。

◎大西要一副委員長
三野委員。

○三野泰嗣委員

いろいろ検討していただいているのは結構なんですけども、この導入については、やっぱりその宿泊事業者さんの協力というか、納得していただかないとやっぱり進んでいくことも進んでいきませんので、そういったこともちょっと改めて御検討いただければと思いますのでよろしく願いいたします。終わります。

◎大西要一副委員長
他に発言はありませんか。
川口委員。

○川口浩委員

これまで市は、宿泊税検討委員会の中で、民宿や旅館の代表者の方々も含めて議論を進めてきたわけですけども、私が再三、この場所でも指摘させていただきましたが、民泊の方々の意見を聞く、あるいはお知らせするという機会がなかった、不足していたと思うんですが、先ほどの産業建設委員会でも、若干言及がありましたけれども、その進め方、民泊の方々をちょっと横に置いてきたのではないかと私は感じておるんですけども、その辺の市としての認識はいかがですか。

◎大西要一副委員長
観光振興課長。

●東観光振興課長

民泊の事業者の皆様につきましては、説明が不足しているという認識を持っております。検討委員会の中でアンケートを取った際には民泊事業者様も対象にお送りしたものの、説明会の対象として広く、お声がけさせてもらったのが今年になってから、かつパブリックコメントも、幅広く利害関係者という意味合いも含めましてやっける中でのお声がけになっておったところでございますが、そのあたりでも、アンケート等もまだ見てなかったという話があったりとかですね、その部分を十分、進捗を御理解いただけてないところもあろうかと思っておりますので、今丁寧に御説明するため、直接お伺いするなどの説明を進めているところでございます。以上でございます。

◎大西要一副委員長

川口委員。

○川口浩委員

市内の宿泊施設数のデータを市が示していただけてますけれども、全体が173施設、そのうち民泊が39施設と決して少なくない数字なんですよね。この部分をちょっと置き去りに議論を進めてきたというのはやっぱり進め方としても大いに問題があったのではないかと思います。そもそも宿泊税の導入の議論を進めるに当たって、第2回の検討委員会でも、事業者を対象にしたアンケートの結果というものが公表されてますけれども、宿泊税の導入に反対するというのがこの調査時点で44.4%、導入の趣旨には賛成するが税の用途次第のため何とも言えないというのが46.3%、導入に賛成するというのは3.7%しかないわけですね。もうこの第2回検討委員会の時点で、導入に反対する声が半数近くある。ある意味市としては、その逆風の中で宿泊税の導入の議論を進めてきたということになると思うんですけれども、今現在、この導入に反対する44.4%ありましたけど、事業者の方々の間で、理解、納得というのは進んでいるとお考えですか。

◎大西要一副委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

このアンケートにつきましては、検討会の早期の段階でお声がけをさせてもらったものでございまして、用途等アンケートでどういうものに使えますかということに合わせて聞いている程度でございましたが、今はですね、一定の3本柱の用途等をつくらせていただいて、今お示しをさせていただいているところでございます。ただですね、今、回らせていただいている中で、お声を聞く中で様々な意見を頂いていることは事実でございまして、賛否両論あると思いますが、ここはですね、丁寧な説明を続ける中で御理解をいただきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎大西要一副委員長

川口委員。

○川口浩委員

そうした中で4月16日に事業者向けの説明会が開かれたと。その中で市の説明がなされたけれども、宿泊税の使い道などをめぐっては、これまで一定の理解はしたけれども、より分からなくなった、もう賛成からむしろ反対の立場にスタンスを変えざるを得なかったというような御意見の方もいたというふうに聞いておりますけれども、知られば知られるほど用途などの面で分かりにくいというところは逆に浮き彫りになってくるということも、事実としてあるかと思えます。宿泊税導入をしていく機運というんですかね、事業者の間に今広がっているというふうに言えるんでしょうかね。

◎大西要一副委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

宿泊税の導入、この部分につきまして前向きな意見もあれば後ろ向きな意見もあるかも分かりませんが、今こういうふうな動き方、市の考え方をお示しする中で宿泊税がまさに身近に感じて、たくさんの御意見を頂いているところかと思えます。このあたりですね特に使途につきましては、宿泊税の宿泊事業者の御意見という大変重要だというふうに考えておりますので、事業提案型の使途も考えながら、そういった御意見を吸い上げつつ、よりよい制度にしていきたい、そのように考えております。以上でございます。

◎大西要一副委員長

川口委員。

○川口浩委員

使途については、資料の中で3本柱ということで、来訪者の満足度、受入環境の向上、観光資源の発掘、磨き上げ、そして、持続可能な観光地づくりの推進というふうに出てますけれども、やっぱりどこにどれくらいの比重で税収を割いていくのかというのが、分からないんですよ。これだけ、私もこの場で意見を聞いてますけれども、例えば1つ集客キャンペーンなんてことも入ってますけれども、もし集客キャンペーン一辺倒ということであれば、観光業以外の市民に様々なオーバーツーリズムの弊害が及ぶということも考えられますし、また、観光キャンペーンそれはいいとしても、市の基本的な観光政策の方針として富裕層、これからどんどん迎えていくんだということをこれまで説明されていると思えますけれども、果たしてそういう観光キャンペーンの在り方が民泊の方々に及んでいくのかとか、よく分からないことが多過ぎるかと思えます。この後5月下旬にいろいろ市の考えも示され、また6月議会で条例ということも示されるかと思うんですけれども、この3本柱の基本的な方針に、例えば今月中とか肉付けしてより詳細のものが示されるんでしょうか。

◎大西要一副委員長
産業観光部長。

●佐々木産業観光部長

今、川口委員御指摘のありました部分に関しましては、より具体的に理解が得られるような形ですね、お示しのほうをしていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

◎大西要一副委員長
川口委員。

○川口浩委員

このまま市の想定するスケジュールどおりに進めていきますとね、6月議会で条例が通り、来年4月1日から制度が動き出すということになりますが、現在、事業者の方々の御意見・御不満を伺ってますと、果たしてこの制度が成立して、あなたたちは特別徴収義務者になりますよ、宿泊税徴収してください。とてもじゃないけど、うまくいくように見えない、宿泊税の方々の支持を得て制度が動き出すようには思えないんですが、私、この間の議論を見ていると、まず時期尚早、拙速過ぎはしないかというふう在接受止めておるんですけども、市として、来年4月導入というスケジュールを変更するお考えはないんですか。

◎大西要一副委員長
産業観光部長。

●佐々木産業観光部長

導入の時期に関しましては、これからですね遷宮に向かって観光客も増えてくることが予想されます。令和8年4月というのがお木曳も始まりますし、このタイミングで導入をしていきたいというふうな考えに変更はございませんので御理解いただきますようよろしくお願ひします。

◎大西要一副委員長
川口委員。

○川口浩委員

市の説明の手法をめぐっても、そして、宿泊税の一律200円というその核心部分に対しても、異論がある中で、来年4月ありきで進めていくのは、私はちょっと繰り返しになりますが、時期早尚だし、拙速ではないかというふうにお伝えしたいと思います。以上です。

◎大西要一副委員長
他に御発言はありませんか。

辻委員。

○辻孝記委員

少しだけ確認させていただきたいと思っています。産業建設委員会、また先ほど来の三野委員、川口委員からの質問等でいろいろと聞いていただきました。先ほど来の産業建設委員会での発言も含めて、当局に対しましてはちょっとしっかりと踏まえていただきながら取り組んで貰いたいというふうに思っています。ちょっと少し聞きたいんですが、1つは、宿泊税の導入に関する意見書ということで資料1-2というのがあるんですが、これのですね検討願いたいという、最後の項目でですね、集めた税金を地域に還元するため、三重県の宿泊税導入に関しては反対するというふうなこと、こんなことを書いてあるんですが、この方々というのは、三重県の宿泊税は反対するけど、伊勢市の宿泊税は賛成するという考え方を持っておられるというふうに理解していいんですか。

◎大西要一副委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

こちらにつきましてですね、ちょっと検討委員会のときの議論に遡るんですけども、内容について使途を考えていく前にですね、導入の、前向きに考えていくかそういった話の中でですね、自分たちの地域で納めていただいた税がほかの地域広域に、全然違う土地のほうで使われてしまう、県内といえども遠いところで使われてしまうということに違和感を覚えるという御意見もありまして、そういった意味も含めましてこの地域、伊勢での税ということの理解の上で話を進めたいという話もありました。そういった経緯を踏まえますと、この4名の団体からの御意見につきまして、伊勢市において還元される宿泊税においては意図としては合うと、そういった理解でございます。以上でございます。

◎大西要一副委員長

辻委員。

○辻孝記委員

分かりました。そのように捉えてみえるということで、分かりました。

あとですね、今回の税に関しましては、法定外目的税という形でずっとされておりますが、この法定外目的税ということになると、当然目的税ですので、当然目的があって、税金を取るというふうになるかというふうに思うんですね。前回の協議会でもちょっと聞かせてもらいましたが、当然、税を納める側の人たちが、税の使い方としてちゃんと利益が受けられるというふうな形にならないと意味がないというふうに思っております。そういったことから考えると、前回の話ですと、来訪者の満足度とかその辺を向上していくんだというふうなお話だったと思うんですが、先ほど産業建設委員会とか、今の議論も聞かせてもらっていると、すごく幅広い使途が見込まれているような気がするんですが、その辺というのは、目的税としては、大丈夫なんでしょうか。

◎大西要一副委員長
観光振興課長。

●東観光振興課長

法定外目的税としての導入でございますので、基本的な応益負担の考え方がございます。そういった意味合いで宿泊者に御負担いただくというのは、まずは頭に置きながら、ただ使途としてですね、宿泊をいただく方々の行動によって市民の方々への悪影響がある可能性もありますので、そういったところは市民も意識しながら、市民にとっても来訪者にとっても有意義なものの使途ということで、観光財源として考えているところでございます。以上でございます。

◎大西要一副委員長
辻委員。

○辻孝記委員

観光資源というふうな形になってくるとまた幅が広がっていくような気がしますし、市民の側にもという話だとまた幅が広がっていくというふうに思ってます。今回法定外目的税というお話なんですけど、これを法定外に関しましては法定外普通税というものもあると思うんですが、そういった形での税としての取扱いをされなかったのは何かあるんですか。

◎大西要一副委員長
観光振興課長。

●東観光振興課長

やはり目的税とさせていただいたのは、部長先ほど申しあげましたように、これから神宮式年遷宮の好機を生かしてですね、たくさん来訪者がお越しになる、そのための新たな観光需要に対応するために、宿泊税というところを観光財源として検討してきたという経緯がございまして、やはり最初の話に戻ってしまうかも知れませんが、幅広く何にでも使えてしまう普通税というところではなく、やはりここは目的税という考え方を持って検討を進めてきた、そういった考え方でございますので、目的税が当市においてはふさわしいものと考えております。以上でございます。

◎大西要一副委員長
辻委員。

○辻孝記委員

前回の協議会でもちょっとお話しさせてもらいましたが、特別徴収義務者に関してですね、やっぱり説明が何かしつかり、先ほども川口議員から話がありましたけども、いって

ないような感じもするんですが、その辺のところをですね、ちょっと丁寧にやっていただきたいなというふうに思うんですね。先ほど拙速という時期尚早というようにお声もありましたけれども、そういったことも含めて、あくまでもその令和8年4月1日というのがまず頭にあってですね、そこへ向かっていくということが始めから議論されていくと、我々議会のほうもですね、しっかりと議論がしにくいのかなというふうにも思っております。何も4月1日でなくても5月1日でもいいわけですし、6月1日でもいいわけですので、そういったことはちょっといろいろ考えながらですね、やっていただきたいなというふうに思っています。その辺のところ、お考えはあるのかどうか、例えばそれと、県のほうの宿泊税導入に関してはどのような方向に今向かっておられるんですかね、それも含めてお答えください。

◎大西要一副委員長
産業観光部長。

●佐々木産業観光部長

三重県の宿泊税導入に関しては、今現在進んでおるということは聞いておりません。今後、県の動向も情報共有しながら、確認をしながら進めていきたいなというふうに考えてますのでよろしくお願いします。それと議会と、それから、宿泊事業者、利害関係者の方にも引き続き丁寧に進めていきたいと、御理解が得られるような示し方、そういったことを考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○辻孝記委員
時期はどうか。

●佐々木産業観光部長

時期に関しては、先ほど御答弁させていただいたとおり、今のところ令和8年4月導入ということで考えておりますのでよろしくお願いします。

◎大西要一副委員長
辻委員。

○辻孝記委員

分かりました。そういった当局側のお考えということをお聞かせしてもらいましたので、しっかりとこれからも議論していきながらですね、どのようなことが一番いいのかというのを議論させてもらいたいと思っておりますのでよろしくお願いします。以上でございます。

◎大西要一副委員長
他に発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎大西要一副委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員協議会を閉会いたします。

閉会 午後 3 時 01 分